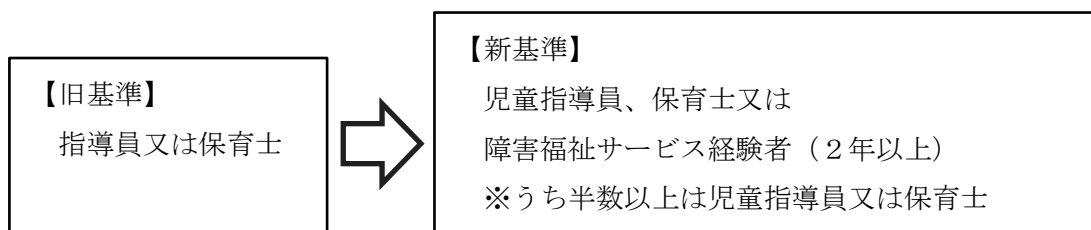


放課後等デイサービス事業に係る人員配置基準等の変更について

平成29年4月1日から、放課後等デイサービスの人員や運営等に関する基準が変更になります。（厚生労働省令改正、県条例改正による）

1 人員配置に関する基準

事業所に置くべき従業者（直接処遇職員）の最低基準が変わり、有資格者又は経験者の配置が必要になります。



※基準の必要数を超える部分については、指導員も引き続き配置できます。

※平成29年3月末までに指定を受けている事業者については、1年間（平成30年3月31日まで）の経過措置が適用されます。

児童指導員とは・・・

例えば、次に該当する者を言います。

- 1 社会福祉士又は精神保健福祉士の資格を有する者
- 2 大学の学部で、社会福祉学、心理学、教育学又は社会学を専修する学科を修めて卒業した者
- 3 高卒の資格を有し、2年以上児童福祉事業に従事した者
- 4 小学校、中学校、高校等の教諭となる資格を有する者で、知事が適当と認めた者
- 5 3年以上児童福祉事業に従事した者で、知事が適当と認めた者

※詳しくは「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(省令)第43条」をご確認ください。

障害福祉サービス経験者とは・・・

概ね高校卒業以上の学歴を有し、障害者総合支援法第5条第1項で規定する業務に2年以上従事した者を言います。

2 事業内容の情報提供等

事業者は、放課後等デイサービスを利用しようとする障がい児が適切かつ円滑に利用できるよう、実施する事業内容に関して外部に情報提供することが義務づけられます。

事業者は、次の事項について自己評価を行うとともに、利用する障がい児の保護者による評価を受けて改善し、その内容を年1回以上インターネットその他の方法により公表することが必要になります。

- 1 利用する障がい児とその保護者の意向、障がい児の適正、障がいの特性その他の事情を踏まえた支援を提供するための体制の整備状況
- 2 従業者の勤務体制、資質向上のための取組状況
- 3 放課後等デイサービス事業用の設備、備品等の状況
- 4 関係機関と地域との連携、交流等の取組状況
- 5 利用する障がい児とその保護者に対する必要な情報提供、助言その他の援助の実施状況
- 6 緊急時等における対応方法と非常災害対策
- 7 サービス提供に係る業務改善のための措置の実施状況